

毎週火、金曜日発行（但休日には当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 災害救助法施行細則の一部改正
- ◇告示 土地改良区から役員就任届出  
土地の公用廃止  
魚市場の変更登録
- ◇選管告示 地方自治法に基づく選挙権を有する者の三分の一の数等

## 規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年一月鳥取県規則第二

号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の二条を加え、第十一条を第十三条とする。

第十一条 法第二十三条の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第一による。

第十二条 法第二十四条第五項の規定による実費弁償の限度は、別表第二による。

別表第一

災害救助法第二十三条の規定による救助の程度、方法及び期間

一 收容施設の供与

(一) 避難所

1 避難所に收容することができる者は、災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者とし、避難所設置のため支出する費用は、次の限度を超えることができない。

- イ 既存建物の利用の場合 一人一日四円五〇銭
- ロ 野外架設の場合 一人一日五円二五銭

- 2 避難所設置の際において次の各号の一に該当する場合は、前項の金額に次の範囲内においてそれだけ加算することができる。
  - イ 天幕借上の場合 一人一日一円五〇銭
  - ロ 冬期の燃料費 一人一日一円五〇銭
- 3 避難所設置のため支出することができるものは次に掲げる費目とする。
  - イ 人夫賃
  - ロ 消耗器材費
  - ハ 建物器物使用謝金
  - ニ 燃料費
- ホ 仮設炊事場及び便所設置費
- 4 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。但し、やむを得ない事情により右の期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て必要最少限度の期間を延長することができる。

- 1 応急仮設住宅に收容することができる者は、全焼、全壊又は流失し、自らの資力をもつてしては住宅を建築することができない者とする。
  - 2 設置することができる応急仮設住宅の戸数は、全焼、全壊及び流失戸数の三割以内とする。
  - 3 応急仮設住宅の規模及び設置に要する費用は、一戸当り五坪、坪当り単価一四、〇〇〇円以内とする。
  - 4 応急仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工しすみやかに工事を完成しなければならぬ。但し、やむを得ない事情により右の期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て必要最少限度の期間を延長することができる。
  - 5 応急仮設住宅がその目的を達成したときは、厚生大臣の承認を得て払下げ等の措置をとることができる。
- 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 一 炊出しその他による食品の給与
    - 1 炊出しは、前記一の(一)の1により避難所に收容された者並びに全焼、全壊、半焼、半壊、流失、床上浸水等により被害を受けたために炊事のできない者に対して行う。
    - 2 炊出しを実施するために支出することができるものは次に掲げる費目とする。
      - イ 主食費
      - ロ 副食費
      - ハ 燃料費
      - ニ 雑費
    - 3 炊出しを実施するために支出することができる金額は、一人一日四〇円以内とする。
    - 4 炊出しを実施することができる期間は、災害発生の日から六日以内とする。但し、やむを得ない事情により右の期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要最少限度の期間を延長することができる。
  - 5 住宅の被害により、災者が一時縁故地等へ避難

- 1 炊出しは、前記一の(一)の1により避難所に收容された者並びに全焼、全壊、半焼、半壊、流失、床上浸水等により被害を受けたために炊事のできない者に対して行う。
- 2 炊出しを実施するために支出することができるものは次に掲げる費目とする。
  - イ 主食費
  - ロ 副食費
  - ハ 燃料費
  - ニ 雑費
- 3 炊出しを実施するために支出することができる金額は、一人一日四〇円以内とする。
- 4 炊出しを実施することができる期間は、災害発生の日から六日以内とする。但し、やむを得ない事情により右の期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要最少限度の期間を延長することができる。
- 5 住宅の被害により、災者が一時縁故地等へ避難

- 1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行う。
  - 2 飲料水の供給のため支出することができる費用は、ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費並びにろ水用の薬品及び資材の費用とする。
  - 3 飲料水の供給を実施することができる期間は、災害発生の日から六日以内とする。但し、やむを得ない事情により右の期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要最少限度の期間を延長することができる。
- 三 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- 1 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、住宅の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により生活上必要な家財を喪失又はき損し直ちに日常生活を営むのに困難するものに行う。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ概ね次に掲げる品目の範囲内において行う。

- イ 寝具
- ロ 外衣
- ハ 肌着
- ニ 身廻品
- ホ 炊事用具
- ヘ 食器

期間、世帯別

一人世帯 二人世帯 三人世帯

ト 光熱材料

チ 応急日用品  
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。但し、家財の喪失又はき損の程度が甚だしくこの限度により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要な費用を支出することができる。  
イ 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

四人世帯 五人世帯

五人以上一人を増すごとに

夏期(自四月至九月)

三、一七〇円 三、八五〇円 五、五四〇円 六、四七〇円 八、〇七〇円 一、〇九〇円

冬期(自一月至三月)

四、七七〇円 六、〇五〇円 八、三四〇円 九、七七〇円 一二、二七〇円 一、五九〇円

ロ 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

期間、世帯別

一人世帯 二人世帯 三人世帯 四人世帯 五人世帯

五人以上一人を増すごとに

夏期(自四月至九月)

一、〇五〇円 一、二三〇円 一、三九〇円 一、五五〇円 一、八三〇円 二四〇円

冬期(自一月至三月)

一、二五〇円 一、四八〇円 一、七四〇円 二、〇〇〇円 二、二八〇円 二九〇円

4 被服、寝具その他生活必需品を給与し又は貸与することができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。但し、やむを得ない事情により右の期間に給与し又は貸与することができない場合は、厚生大臣の承認を得て必要な期間を延長することができる。

四 医療及び助産

(一) 医療

1 医療は、災害のために医療の途を失つた者に対して実施し、救護班によつて行うのを原則とする。  
2 医療は次の範囲内において行う。

- イ 診察
- ロ 薬剤又は治療材料の支給
- ハ 処置、手術その他の治療及び施術
- ニ 入院
- ホ 看護

(二) 助産

1 助産は、災害の発生の前後七日以内に分べんした者であつて、災害により助産の途を失つた者に対して行う。  
2 助産は、次の範囲内において行う。

- イ 分べんの介助
- ロ 分べん前及び分べん後の処置
- ハ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

- 八 学用品の給与
  - 1 学用品を給与することができる者は、災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障がある小学校児童及び中学校生徒とする。
  - 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、概ね次に
    - 3 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、一件につき一〇、〇〇〇円以内とする。
    - 4 生業に必要な資金の貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から一箇月以内とする。但し、特別の事情により右の期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て必要な期間を延長することができる。
    - 5 生業資金を貸与する場合は、次の各号の条件を附する。
      - イ 貸与期間 一年以内
      - ロ 利 率 無利子
      - ハ 確実な保証人 一人以上

- 掲げる品目の範囲において行う。
  - イ 教科書
  - ロ 文房具
  - ハ 通学用品
  - 3 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額以内とする。
    - イ 住宅の全焼、全壊及び流失により被害を受けた者
      - 小学生 一人につき 五〇〇円以内
      - 中学生 一人につき 一、一〇〇円以内
    - ロ 住宅の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた者
      - 小学生 一人につき 一〇〇円以内
      - 中学生 一人につき 二二〇 以内
  - 4 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。但し、やむを得ない事情により右の期間に給与することができない場合は、厚生大臣の承認を得て必要な期間を延長す

- 3 助産のため支出することができる費用は、慣行料金の二割引以内の額とする。
- 4 助産を実施することができる期間は分べんした日から七日以内とする。
- 五 災害にかかった者の救出
  - 1 災害にかかった者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にぬる者に対して行う。
  - 2 災害にかかった者の救出のため支出することができる費用は、舟艇、その他救出のための機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費の実費とする。
  - 3 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から三日以内とする。但し、やむを得ない事情により右により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要な期間を延長することができる。
  - 六 災害にかかった住宅の応急修理
    - 1 住宅の修理は、半焼及び半壊した住家であらうの資力をもつてしては応急的修理をすることができ

- ない者に対して行う。
  - 2 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等の日常生活に欠くことができない部分に対して当座の風雨をしのご程度の応急修理に限る。
  - 3 住宅の応急修理をすることができる戸数は、半焼及び半壊した戸数の三割の範囲内とする。
  - 4 住宅の応急修理をすることができる規模及び費用は、五坪坪当り四、〇〇〇円以内の額とする。
  - 5 住宅の応急修理は、現物をもつて支給する。
  - 6 住宅の応急修理は、災害発生の日から一箇月以内に完了しなければならない。但し、特別の事情により右の期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て必要な期間を延長することができる。
  - 七 生業に必要な資金の貸与
    - 1 生業に必要な資金を貸与することができる世帯は、全焼、全壊及び流出世帯に限る。
    - 2 生業に必要な資金を貸与することができる世帯は、全焼、全壊及び流出世帯数の二、五割の範囲内

九 埋葬及び火葬

ることができる。

- 1 埋葬及び火葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理の程度のものを行う。
- 2 埋葬又は火葬は、原則として棺、棺材、骨つぼ等の現物をもつて実際に埋葬又は火葬を実施した者に支給する。
- 3 埋葬及び火葬のため支出することができる費用は、一件当り大人一、八〇〇円小人一、〇〇〇円以内とする。
- 4 埋葬及び火葬を実施することができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

一〇 応急救助のための輸送費

- 1 応急救助のための輸送費として支出することができるものは、次のとおりとする。但し、これにより難い場合は、厚生大臣の承認を得て支出することができる。

イ 災者避難のための移送費

ロ 医療及び助産における移送費

ハ 災者救出の際の移送費

ニ 飲料水の供給のための輸送費

ホ 救済用物資（義えん、物資を含む。）の輸送費

- 2 応急救助のため支出することができる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

- 3 応急救助のための輸送を認める期間は、それぞれ救助の実施が認められる期間とする。

一一 救助のため必要な人夫賃

- 1 救助のため必要な人夫賃として支出することができるものは、次のとおりとする。但し、これにより難い場合は、厚生大臣の承認を得て支出することができる。

イ 災者の避難のための人夫賃

ロ 医療及び助産における移送のための人夫賃

ハ 災者救出の際の人夫賃

ニ 飲料水供給のための人夫賃

ホ 救済用物資輸送における人夫賃

別表第二

- 2 救助のため支出することができる人夫賃は、当該地域における通常の実費とする。
- ホ 救助のため必要な人夫賃として認める期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

災害救助法第二十四条第五項の規定による実費弁償のため支出する費用の限度

一 災害救助法施行令第十条第一号から第四号までに規定する者

(一) 日当

イ 医師、歯科医師及び薬剤師

一人一日 八〇〇円以内

ロ 保健婦、助産婦及び看護婦

一人一日 四〇〇円以内

ハ 土木技術者及び建築技術者

一人一日 八〇〇円以内

ニ 大工、左官及びとび職

一人一日 四五〇円以内

(二) 旅費、宿泊料

- 1 医師、歯科医師、薬剤師、土木技術者及び建築技術者については職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号）に定める十級職吏員相当額以内とする。
- 2 保健婦、助産婦、看護婦、大工、左官及びとび職については、職員等の旅費に関する条例に定める七級職吏員相当額以内とする。

(三) 超過勤務手当

イ 医師、歯科医師、薬剤師、土木技術者及び建築技術者については、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）に定める十級一号に相当する額以内

ロ 保健婦、助産婦、看護婦、大工、左官及びとび職については、職員の給与に関する条例に定める七級一号に相当する額以内

ハ 災害救助法施行令第十条第五号から第十号までに規定する者、災害救助法施行令第十条第五号か

ら第十号までに規定する業者及びその従業者に対  
する実費弁償のため支出する費用は、業者のその  
地域における償行料金による支出実績に手数料と  
してその百分の三以内の額を加算した額。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年十  
月一日から適用する。
- 2 次に掲げる規則は廃止する。  
昭和二十五年七月鳥取県規則第十九号（災害救助法第  
二十三条の規定による救助の程度、方法及び期間）  
昭和二十五年五月鳥取県規則第十七号（災害救助法第  
二十四条の規定による実費弁償の限度）

告 示

鳥取県告示第六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条  
第十項の規定により、向国安外三箇村土地改良区から次  
のように役員が就任した旨届出があつた。

昭和二十九年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

理 事

原田 増藏	鳥取市向国安
原田 信行	"
林 雄平	"
森本 文吉	"
横山 春男	"
田中 壽久	源太
西村 熊藏	国安
前田 俊政	下味野
森田 義秀	倭文
森田 正行	"

監 事

林 彰範	鳥取市向国安
米村 美春	朝月

鳥取県告示第七号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十八年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

倉吉市円谷字越二〇九番地先から二一内市一番地先ま  
で

（関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第八号

鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九号）  
第二条の規定による魚市場について次のように変更登録  
した。

昭和二十九年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

魚市場の名称及び代表者名

新 倉吉市管魚市場

代表者 倉吉市長 早川 忠篤

旧 倉吉町管魚市場

代表者 倉吉町長 早川 忠篤

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法第七十四条第四項及びこれを準用する規定に  
よる選挙権を有する者の総数の三分の一の数及び五十分  
の一の数は、次のとおりである。

昭和二十九年一月十二日

鳥取県選挙管理委員長 上 根 政 幸

選挙権を有する者の総数	三四一、七〇六
三分の一の数	一一三、九〇二
五十分の一の数	六、八三五
鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、六七七
米子市	一二、四九九
倉吉市	九、六一四
岩美郡	七、一八九
八頭郡	一三、九四〇
気高郡	五、六六五
東伯郡	一七、二一〇
西伯郡	二一、七六八
日野郡	八、三四二